

○越前町森林環境整備事業等補助金交付要綱

令和4年4月1日

告示第65号

(趣旨)

第1条 この告示は、本町の森林環境整備を目的とし、越前福井森林組合、区及び林家組合その他町長が適当であると認める団体が行う事業(以下「事業」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては越前町補助金等交付規則(平成17年2月1日越前町規則第31号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(名称)

第2条 前条の補助金は、「越前町森林環境整備事業等補助金」(以下「補助金」という。)と称する

(交付の基準)

第3条 この補助金は、越前町の森林環境整備を目的とした事業を行う場合において、その事業に要する経費に対し、別表に定める基準により予算の範囲内で交付するものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助金を受けようとする区、団体(以下「申請者」という。)は事業内容を記した申請書を提出しなければならない。
- (2) 事業の内容を変更するときは町長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、町長の承認を受けなければならない。

- (4) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業が完了し、又は事業を中止し、若しくは廃止した場合には、この補助金により取得した材料等が残存するときは、遅滞なくその品目、数量及び金額を町長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行わなければならない。
- (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿にその証拠書類を事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(交付申請書)

第5条 規則第4条の規定による申請書は様式第1号のとおりとし、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条及び次条の規定に基づく申請について、規則第5条の条件に適合すると認めたときは、様式第2号又は様式第6号により通知するものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた団体が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は、一部を返還させることができる。

(変更交付申請書)

第8条 申請者は、補助金の交付決定後に追加交付等を申請しようとする場合には、様式第3号による補助金変更交付申請書を町長に提出し

なければならない。

(実績報告書)

第9条 申請者は、補助金の交付に係る事業が完了したときには、速やかに様式第4号により提出しなければならない。

(完了検査)

第10条 町長は、前条の規定に基づく実績報告書の提出があった場合は、速やかに検査を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、第8条の実績報告に係る補助事業が適当であると認められた時は、規則第13条の規定により額の確定を行い、様式第5号により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。